(4)　郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の五（改正前五分の四）の額とした上、その適用期限を平成三一年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して一二分の七以上一二分の一一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額とすることとした。

(イ)　太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備以外の設備のうち一定の規模以上のもの

(ロ)　風力発電設備のうち、一定の規模未満のもの

ロ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とすることとした。

(イ)　水力発電設備のうち、一定の規模以上のもの

(ロ)　地熱発電設備のうち、一定の規模未満のもの

(ハ)　バイオマス発電設備のうち、一定の規模以上一定の規模未満のもの

(6)　南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域が一定の開発保全航路の区域又は緊急確保航路の区域に隣接するものについて、課税標準を価格の二分の一（改正前三分の二）の額とすることとした。

ロ　イ以外の特定償却資産について、課税標準を価格の六分の五（改正前三分の二）の額とすることとした。

(三)　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置（附則第一五条の八関係）

(2)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第五六条の二関係）

(四)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一五条関係）

9　鉱産税

申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした。（第五二三条及び第五二四条関係）

10　事業所税

(一)　介護保険法に規定する介護医療院のうち一定のものについて、非課税とする措置を講ずることとした。（第七〇一条の三四関係）

(二)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人の事業について平成三一年六月三〇日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

11　国民健康保険税

(一)　国民健康保険法等の改正に伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三八条関係）

(二)　高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換助成事業の延長に伴い、病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三八条の三関係）

12　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

(一)　地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする規定を整備することとした。（第七四七条の二及び第七四七条の三関係）

(二)　地方税関係法令に基づき行政機関の長の間で行う通知については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする規定を整備することとした。（第七四七条の四及び第七四七条の五関係）

(三)　地方団体は、法人の事業税その他の地方税等のうち、一定の方法で納付又は納入されるもの（以下「特定徴収金」という。）の収納の事務については、機構に行わせることとした。（第七四七条の五の二関係）

13　地方税共同機構

(一)　機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とすることとした。（第七六一条関係）

(二)　機構の定款に記載すべき事項を定めるとともに、定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第七六五条関係）

(三)　機構に、代表者会議を置き、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び都道府県知事、市長及び町村長以外で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者各同数をもって組織し、その定数は、六人以上一二人以内において定款で定めることとした。（第七六八条関係）

(四)　定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならないこととした。（第七六九条関係）

(五)　代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。（第七七〇条関係）

(六)　機構に、役員として、理事長及び監事を置くものとし、そのほか、定款で定めるところにより、副理事長又は理事を置くことができることとした。（第七七一条関係）

(七)　理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命することとした。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととしたほか、役員に関する所要の規定を設けることとした。（第七七三条～第七七七条関係）

(八)　機構の職員は、理事長が任命することとした。（第七八〇条関係）

(九)　機構は、機構処理税務事務を行うほか、地方団体に対して地方税に関する事務に関する支援のための一定の業務を行うこととした。（第七八二条関係）

(〇)　機構は、業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表することとした。（第七八三条関係）